全国小規模多機能型居宅介護事業者連絡会 御中

厚生労働省老健局振興課

令和元年度最低賃金額の改定に関する周知・広報の実施等について(協力依頼)

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力いただき誠にありがとうございます。

令和元年度の地域別最低賃金額の改定については、令和元年8月から9月の間に改定公 示のすべてが行われ、令和元年10月1日から順次発効されます。

また、一定の事業又は職業に係る特定最低賃金額についても、今後改定・発効が予定されています。

これらの改定された最低賃金額(以下「改定額」という。)については、広く国民に周知し、その履行確保を図る必要があることから、厚生労働省では、広報媒体を活用した周知・広報に取り組んでいます。

ついては、貴団体におかれましても、傘下の会員等に対し、改定額及び発効日の周知に ついて、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、改定額及び発効日に係る問合せにつきましては、最寄りの労働局又は労働基準監督署にご相談いただくようお願いします。(参考:都道府県労働局(労働基準監督署、公共職業安定所)一覧)

https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/